

Subject: 栃木県知事に「問い合わせ」です。回答メールを頂きたいです。

From: receipt@福祉苦情 <receipt@fukushi-compl.jp>

Date: 2025/07/02 11:44

To: sogo-seisaku@pref.tochigi.lg.jp

栃木県総合政策部総合政策課 経由

栃木県知事 福田 富一 様へ

こんにちは。

私は那須塩原市に在住の室井幸治と申します。

年齢は53歳、性別は男です。

栃木県知事の福田 富一様宛てにメールを送らせて頂くのは今回で2回目になります。

前回は昨年の2月6日にお送りさせて頂いていると思います。

その時のメールの内容については今回の問い合わせとは全く関係ありませんので割愛します。

さて、今回知事宛てにメールさせて頂いた「問い合わせ」の内容についてですが、

那須塩原市に在る医療法人の「認可を取り消して欲しい」という要望です。

もうひとつ、同法人に所属する医師の「医師免許をはく奪して欲しい」という要望もあるのですが、

これについては知事権限ではできませんのでとりあえず「お願い」として聞いて頂いて、何とか対応して頂けないものかとお願いしたいと思います。

両方の要望ともに栃木県保健福祉部医療政策課の方に問い合わせてみたら回答メールを下さいました。

まずはその辺の内容を以下にご説明します。

また、その回答メールを添付ファイルとしてお送りします。

●「医療法人の認可を取り消して欲しい」という要望については以下のようないい回答でした。

医療法に基づき都道府県が行う行政処分となり、そのための法的根拠は下記のとおりとなります。

1. 医療法第65条に基づく取消し

都道府県知事は、以下のような場合に医療法人の設立認可を取り消すことができます

- ・医療法人がすべての病院・診療所・介護老人保健施設を休止した場合
- ・医療法人が設立の目的に反する行為を行った場合
- ・虚偽の申請により設立認可を受けたことが判明した場合

2. 医療法第66条に基づく取消し

- ・医療法人が法令に違反した場合
- ・改善命令に従わない場合

こちらについては、医師個人ではなく医療法人として取り消すべきかの判断となります。

私が思うに、医療法人の認可取り消し理由として該当しそうなのは、

「医療法人が設立の目的に反する行為を行った場合」または「医療法人が法令に違反した場合」に該当する可能性があるのではないかと思います。

●「医師免許をはく奪して欲しい」という要望については以下のようないい回答でした。

「医師免許をはく奪して欲しい」という要望ですが、これは厚生労働大臣による行政処分として行われますので、参考としてお知らせいたします。

医師法第7条に定めがあるとおり以下のはずれかに該当すると、医道審議会の審査を経て免許取消処分が行われる可能性があります。

1. 罰金以上の刑に処された場合

有罪判決が確定したとき（逮捕だけでは対象になりません）

2. 医事に関する犯罪または不正行為

無資格者への名義貸し、無診察治療など

3. 医師としての品位を損なう行為

性犯罪、暴力行為、重大な医療ミスなど

4. 薬物中毒者

麻薬、大麻、覚醒剤などの使用・所持・中毒

5. 精神・認知機能の障害

医師としての判断・意思疎通が困難な場合

ここで医師免許をはく奪する理由について、私が思うところの該当しそうな項目は、

5番の「医師としての判断・意思疎通が困難な場合」が当てはまるのではないかと思います。

続いて、「医療法人の認可取り消し」と「医師免許はく奪」の要望をするに至った経緯について説明させて頂きます。

私は那須塩原市に在る病院（医院）でちょっとしたトラブルに遭（あ）いました。

その件について那須塩原市の社会福祉課へ、その他の件も含めて問い合わせてみたところ、「この件（医療法人の認可取り消し）に関しては栃木県保健福祉部医療政策課へ問い合わせてみて下さい」との回答を頂きましたので、栃木県保健福祉部医療政策課へ問い合わせをしました。
その問い合わせに対する回答を頂きまして、その回答の内容を踏まえたうえで医療法人認可の権限を持つ栃木県知事宛てに
今回メールさせて頂いた次第であります。

ある医療法人とトラブルになった詳細については私が運営しているホームページの投稿記事として記載していますのでご覧願いたいと思います。
投稿記事の文面が読みづらいとかあるかとは思いますが、その辺についてはご容赦ください。

1. 医師とのトラブルを書いた投稿記事

投稿記事タイトル：かかりつけのお医者さんに文句を言ってしまいました。
URL: [【https://fukushi-compl.jp/miraizu/aggravation-031/】](https://fukushi-compl.jp/miraizu/aggravation-031/)

2. 病院（医院名）と担当医師の名前が書いてある投稿記事

投稿記事タイトル：ウォーキング途中経過とその他
URL: [【https://fukushi-compl.jp/miraizu/aggravation-042/】](https://fukushi-compl.jp/miraizu/aggravation-042/)

その他の資料として那須塩原市の社会福祉課へ問い合わせた内容と同等のテキストと、
その回答メールも合わせて添付しますのでご覧願いたいと思います。

この「問い合わせ」に対する回答の内容はどのような結果でも構いませんので、回答メールを頂きたいと思います。

また、回答メールの期限を誠に勝手ですが本日より2週間後の7月16日（水）までとさせて頂きます。

以上です。

よろしくお願ひ致します。

住所：那須塩原市中内191-3
氏名：室井 幸治（ムロイ コウジ）
携帯電話番号：080-4916-2740
自宅電話番号：0287-65-****
メールアドレス：receipt@fukushi-compl.jp

— Re 「問い合わせ」です。回答メールを頂きたいです。 - 医療政策課 (iryo@pref.tochigi.lg.jp) - 2025-07-01 1146.eml —

Subject: RE: 「問い合わせ」です。回答メールを頂きたいです。

From: 医療政策課 <iryo@pref.tochigi.lg.jp>

Date: 2025/07/01 11:46

To: 医療政策課 <iryo@pref.tochigi.lg.jp>

室井 幸治 様

栃木県保健福祉部医療政策課です。
まず、「医療法人の認可を取り消して欲しい」という要望ですが、こちらは医療法に基づき都道府県が行う行政処分となり、そのための法的根拠は下記のとおりとなります。

1. 医療法第65条に基づく取消し

都道府県知事は、以下のような場合に医療法人の設立認可を取り消すことができます

- ・医療法人がすべての病院・診療所・介護老人保健施設を休止した場合
- ・医療法人が設立の目的に反する行為を行った場合
- ・虚偽の申請により設立認可を受けたことが判明した場合 1

2. 医療法第66条に基づく取消し

- ・医療法人が法令に違反した場合
- ・改善命令に従わない場合

こちらについては、医師個人ではなく医療法人として取り消すべきかの判断となります。

次に「医師免許をはく奪して欲しい」という要望ですが、これは厚生労働大臣による行政処分として行われますので、参考としてお知らせいたします。

医師法第7条に定めがあるとおり以下のいずれかに該当すると、医道審議会の審査を経て免許取消処分が行われる可能性があります。

1. 罰金以上の刑に処された場合

有罪判決が確定したとき（逮捕だけでは対象になりません）

2. 医事に関する犯罪または不正行為

- 無資格者への名義貸し、無診察治療など
3. 医師としての品位を損なう行為
性犯罪、暴力行為、重大な医療ミスなど
4. 薬物中毒者
麻薬、大麻、覚醒剤などの使用・所持・中毒
5. 精神・認知機能の障害
医師としての判断・意思疎通が困難な場合

栃木県保健福祉部医療政策課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
県庁舎本館4階南側

電話番号：028-623-3085
ファックス番号：028-623-3131
Email：iryo@pref.tochigi.lg.jp

-----Original Message-----

From: receipt@fukushi-compl.jp
Sent: Monday, June 30, 2025 9:31 AM
To: 医療政策課 iryo@pref.tochigi.lg.jp
Subject: 「問い合わせ」です。回答メールを頂きたいです。

栃木県保健福祉部医療政策課の皆様、お世話になります。
私は那須塩原市在住の室井幸治と申します。
年齢は53歳、性別は男です。

実は私は那須塩原市に在る病院（医院）でちょっとしたトラブルに遭（あ）いました。
その件について那須塩原市の社会福祉課へ、その他の件も含めて問い合わせてみたところ、
「この件に関しては栃木県保健福祉部医療政策課へ問い合わせてみて下さい」との回答を
頂きました今回、メールを送信させて頂きました。

それで今回の問い合わせの内容ですが、
トラブルに遭（あ）った病院（医院）の「医療法人の認可を取り消して欲しい」という要望です。
それとこれは本来、医療政策課へ問い合わせる内容ではないのですが、
どこへ問い合わせたらよいか分からぬので是非アドバイスなど頂ければと
思いまして申し上げます。トラブルに遭った病院（医院）の当時の私の担当医師の
「医師免許をはく奪して欲しい」という要望です。那須塩原市の回答としては
「弁護士や警察に相談してください」とのことでしたが、弁護士に相談するには
それなりの金額のお金を用意する必要があると思いますし、警察に相談するには
「事件性」とかの警察が取り扱ってくれるような内容でないと、おそらく警察サイドも
対応できないと思います。

そんな訳で何とか対応して頂けないものかと、お願いしたく思います。
詳細な内容として那須塩原市へ問い合わせた内容と同等のテキストと、
その回答メールを添付しますのでご覧願いたいと思います。

その中で特に下記の2つのURLの投稿記事をご覧願いたいと思います。

1. 医師とのトラブルを書いた投稿記事

投稿記事タイトル：かかりつけのお医者さんに文句を言ってしまいました。
URL: <https://fukushi-compl.jp/miraizu/aggravation-031/>

2. 病院（医院名）と担当医師の名前が書いてある投稿記事

投稿記事タイトル：ウォーキング途中経過とその他
URL: <https://fukushi-compl.jp/miraizu/aggravation-042/>

回答の内容はどのような結果でも構いませんので、
回答メールを頂きたいと思います。

回答メールを2週間（来月の7月14日まで）は待つつもりですが、
もしそれまでに頂けないようなときは県知事宛てにメールを送ろうかと考えています。

以上です。
よろしくお願い致します。

住所：那須塩原市中内191-3
氏名：室井 幸治（ムロイ コウジ）
携帯電話番号：080-4916-2740
自宅電話番号：0287-65-****
メールアドレス：receipt@fukushi-compl.jp

— お問い合わせの件 - 那須塩原市保健福祉部 社会福祉課 (shakaifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp) - 2025-06-26
1451.eml —

Subject: お問い合わせの件

From: 那須塩原市保健福祉部 社会福祉課 <shakaifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp>

Date: 2025/06/26 14:51

To: receipt@fukushi-compl.jp

室井 様

日頃より市政に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

先日お問い合わせいただきました件につきまして、次のとおり回答いたします。

1. 病と症状について

○「統合失調症という病は症状が軽減したり治ったりするものか」について

【回答】健康増進課

・厚生労働省の発信している情報によると

「統合失調症の治療は、薬物療法が基本です。抗精神病薬を中心に、睡眠薬、抗不安薬などが処方されます。症状が軽くなってきたからといって、勝手に服薬を中断するのは厳禁です。再発の危険が高くなりますから、薬の調節については、お医者さんとよく相談しましょう。

また病院のデイケアなどでは、運動療法、作業療法、社会生活技能訓練(SST)などが行われ、社会生活や対人スキルを練習したり、低下した意欲を高めたりするためのリハビリテーションも行われています。

統合失調症は回復可能な病気です。長い経過で見ても過半数は回復し、重度の障害が残る場合は20%程度といわれています。そうはいっても、実際の苦痛を考えれば、決して楽観的に捉えられる病気ではありませんが、一方で統合失調症の治療技術は日々進歩しています。なるべく早いうちから、しっかりと治療を受けていくことは大変重要です。」

リンク先https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/stress/know/know_03.html

・再度、治療に臨まれることをお勧めします。

2. 「生活保護」について

【回答】生活福祉課

生活保護の相談、申請を希望される場合は、資産及び収入の状況がわかる資料をお持ちになり、生活福祉課の窓口にお越しください。

3. 医療機関と健康保険について

○「健康保険料をこの病院(医院)に支払いしたくないので停止したい」について

【回答】国保年金課

医療機関等を受診し診療等を受ければ診療報酬が発生します。支払いを停止することはできません。

○「国民皆保険制度を廃止してもらいたい」について

【回答】国保年金課

国民皆保険制度は国が定める制度であるため、市として回答することは出来ません。

○医師免許のはく奪と医療法人認可の取り消しについて

【回答】社会福祉課

医師免許のはく奪に関するにつきましては、専門の弁護士や警察にご相談いただく方法が考えられます。

また、医療法人につきましては、県知事の認可となりますので、栃木県保健福祉部医療政策課にお問い合わせいただければと思います。

【回答のとりまとめ】

那須塩原市保健福祉部社会福祉課

TEL 0287-62-7026

—添付ファイル:—

Re 「問い合わせ」です。回答メールを頂きたいです。 - 医療政策課 19.6 KB
(iryo@pref.tochigi.lg.jp) - 2025-07-01 1146.eml

那須塩原市_問い合わせ.txt 10.3 KB

お問い合わせの件 - 那須塩原市保健福祉部 社会福祉課 22.2 KB
(shakaifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp) - 2025-06-26 1451.eml